

消防法施行令の一部改正等の概要 (住宅用火災警報器等関係)

防火安全室

はじめに

住宅火災による死者数の急増を踏まえ、住宅に住宅用火災警報器等の設置等を義務付けるため、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」(平成16年6月2日法律第65号として公布)により、消防法の一部改正が行われました。

この中で、住宅用火災警報器等の設置及び維持については、消防法第9条の2において、政令で定める基準に従い、市町村条例で定めるとされたことから、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成16年10月27日政令第325号として公布。以下「改正政令」という。)により消防法施行令を一部改正するとともに、さらに、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定の基準を定める省令」(平成16年11月26日総務省令第138号。以下「設置維持省令」という。)を新たに制定しました。

改正政令及び設置維持省令について、その概要を以下に説明します。

概要

1 住宅への設置・維持が義務付けられる「住宅用防災機器」

住宅に設置・維持を義務付ける住宅用防災機器は、(1)住宅用防災警報器(以下「住警器」)又は(2)住宅用防災報知設備((1)及び(2)をあわせて「住警器等」という。)とすることとしました。(改正後の消防法施行令(以下「令」という。)第5条の6)

2 住警器等の設置場所

「住警器」又は「住宅用防災報知設備の感知器」を設置・維持すべき住宅の部分は以下の部分としました。

- (1) 寝室(令第5条の7第1項第1号イ)
- (2) 寝室がある階(避難階を除く。)の階段(屋外のものを除く。以下(2)(3)において同じ。)(令第5条の7第1項第1号ロ)
- (3) 3階建て住宅で、寝室が3階のみにある場合の1階の階段(設置維持省令第4条第1号)
- (4) 3階建て住宅で、寝室が1階のみにある場合の3階の階段(設置維持省令第4条第2号)
- (5) 1つの階に、一定規模以上の居室が5室以上ある階((1)から(4)に該当する階を除く。)の廊下等(設置維持省令第4条第3号)

3 住警器の設置・維持に関する基準

住警器の設置及び維持に関する基準は、おおむね以下のとおりです。(設置維持省令第7条)

住宅用防災警報器は、天井(壁等から0.6メートル以上離れている屋内部分)又は壁(天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の屋内部分)に設けること。

同一階に5室以上ある階の廊下については光電式住警器又はイオン化式住警器を用い、これ以外の部分については、光電式住警器を用いること。

電池切れの警報・表示があった場合は、適切

に電池を交換すること。

交換期限が経過した場合等には、適切に住警器を交換すること。

4 住宅用防災報知設備の設置・維持基準

住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準は、おおむね以下のとおりです。（設置維持省令第8条）

2(5)に該当する階の廊下については光電式スポット型感知器又はイオン化式スポット型感知

器を用い、これ以外の部分については、光電式スポット型感知器を用いること。

受信機は、操作に支障が生じない場所であり、かつ、住宅の内部にいるものに有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

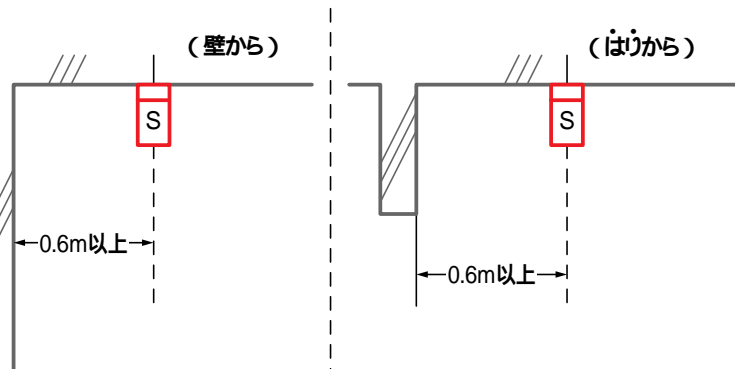
感知器を設置した階に受信機が設置されていない場合は、補助警報装置を当該階に設置すること。

感知器は、電池切れの警報・表示があった場合は、適切に電池を交換すること。

感知器は、交換期限が経過した場合等には、適切に交換すること。

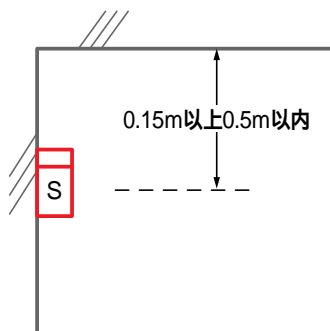
天井に設置する場合

壁又ははりから0.6メートル以上離れた位置に設置する



壁に設置する場合

天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁（消防法施行規則第7条第2号ロ）



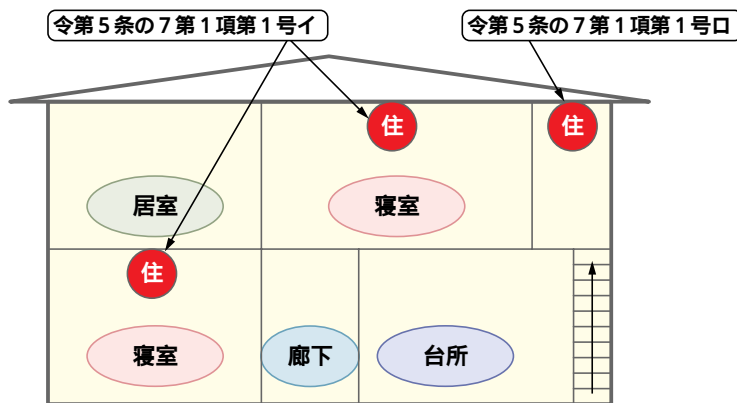
5 その他

(1) 前1～4に掲げるもののほか、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されている住宅への設置免除（令第5条の7第1項第3号、設置維持省令第6条）地方の気候・風土の特殊性を勘案した異なる条例基準の制定（令第5条の9）、火災予防上の観点からの消防長等の判断による適用除外（令第5条の8）等について定められております。

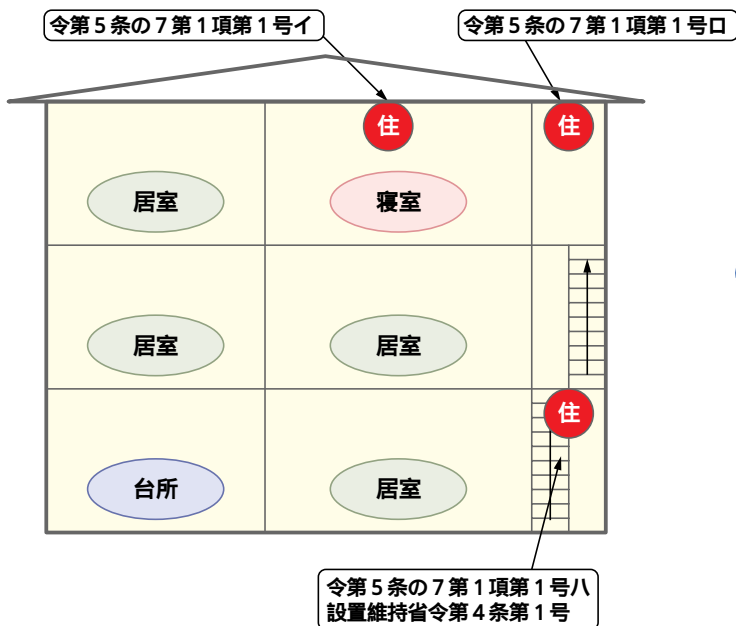
(2) 令第5条の6に基づく、住警器等に係る技術上の規格を定める総務省令は、WTOのTBT（貿易における技術的障害）協定の通報手続を行っており、1月頃に公布する予定です。

(3) 2～5の住警器等の設置・維持に関する基準については、市町村条例で定める必要がありますが、平成16年中には火災予防条例（例）の改正を行い、お知らせいたしますので、各市町村におかれましては、3月定例会における条例改正に向けて準備頂くようお願いいたします。

二階建住宅の設置例



注) ●住 は、住宅用火災警報器



三階建住宅の設置例

就寝の用に供する居室が3階の一室のみの場合